

本日、賃金と夏季手当について以下の通り回答がありました。

平成19年度新賃金

平成19年4月1日現在の35才ポイントの基準内賃金を、標準乗数4相当の定期昇給額分とは別に、600円（0.19%）引き上げる。

平成19年度夏季手当

1. 支給月数は2.7ヵ月＋0.25ヵ月分とする。
2. 支給日は、6月29日以降準備出来次第とする。

本部は持ち帰り検討としました。